

用語の解説

あ行

アウトリーチ（あうとリーチ）

手を差し延べるの意。医療・介護・福祉等の分野における専門職が、支援が必要な地域住民へ訪問し、相談対応を行うこと。早期の支援や家族全体の支援などの生活面の支援が可能となる。

安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン（あんしん・ほこり・ちょうせん ひろしまびじょん）

本県の総合計画であり、計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間。目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を明らかにし、新たな広島県づくりを推進するためのビジョン。目指す姿は『県民一人一人が「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」しています～仕事も。暮らしも。里もまちも。それぞれの欲張りなライフスタイルの実現～』。

医療費適正化計画（いりょうひてきせいかけいかく）

国民皆保険を維持し、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ医療に要する費用が過度に増大しないよう、医療費の適正化を推進するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国・都道府県が定める計画。

インフォーマルサービス（いんふおーまるさーびす）

家族や近隣、地域社会、ボランティアなどが行う援助活動。地域住民による見守り、声掛け訪問、買い物援助、軽作業など。

運転免許証の自主返納制度（うんでんめんきょしょうのじしゅへんのうせいど）

有効期限内の運転免許を取得している人が、身体機能の低下等により、取得している全部又は一部の免許種別を自身の意思により自主的に返納（申請取消）する制度。

オレンジアドバイザー（おれんじあどばいざー）

→認知症介護アドバイザー（にんちしょうかいごあどばいざー）

オレンジドクター（おれんじどくたー）

→もの忘れ・認知症相談医（ものわすれ・にんちしょうそうだんい）

か行

介護給付適正化計画（かいごきゅうふてきせいかけいかく）

市町村介護保険事業計画のうち介護給付等に要する費用の適正化に関する部分を「市町村介護給付適正化計画」及び都道府県介護保険事業支援計画のうち介護給付等に要する費用の適正化に関する部分を「都道府県介護給付適正化計画」といい、「市町村介護給付適正化計画」及び「都道府県介護給付適正化計画」を合わせて「第4期介護給付適正化計画」という。国が定める指針の趣旨を踏まえ、県及び各市町が策定する。

介護現場の生産性向上（かいごげんばのせいさんせいこうじょう）

介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者との接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にもつなげていくこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）（かいごしえんせんもんいん（けあまねじゃー））

要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門知識及び技術を有するものとして、都道府県知事から介護支援専門員証の交付を受けたもの。要介護者や家族等からの相談に応じて適切な居宅サービス等を利用できるよう、市町、居宅サービス事業者等の調整を行い、ケアプランの作成などを行う。

→ケアプラン（けあぷらん）

介護専用型特定施設入居者生活介護（かいごせんようがたとくていしせつにゆうきょしゃせいかつかいご）

特定施設入居者生活介護のうち入居者が要介護者及びその配偶者等に限られるもの。

介護保険事業支援計画（かいごほけんじぎょうしえんけいかく）

市町等の介護保険運営主体を支援する都道府県の計画。厚生労働大臣が定める基本指針に則して3年を計画期間として策定する。

介護予防（かいごよぼう）

要介護状態の発生をできる限り遅らせること、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、更には軽減を目指すこと。

介護予防ケアマネジメント（かいごよぼうけあまねじめんと）

介護予防及び生活支援を目的として、高齢者の心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点からケアプラン作成等を行うもの。利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施するが、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対して委託することも可能。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）（かいごよぼう・にちじょうせいかつしえんそうごうじぎょう

（そうごうじぎょう）

市町が実施主体となり、地域の実情に応じて、住民をはじめ多様な主体が参画し、様々なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す事業。従来、予防給付として実施されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護を移行するなど、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業がある。

介護離職（かいごりしょく）

介護は、育児と異なり突発的に問題が発生すること、期間や方策も多種多様であることなどから、労働者でもある介護者が、仕事と介護の両立が困難となり、離職すること。

介護ロボット（かいごろぼと）

日常生活における①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において、センサー等により情報を感知・解析し、その結果に応じて動作を行うロボット技術を活用した介護機器。

かかりつけ医（かかりつけい）

住民の生涯にわたって、住民一人一人の生活様式に応じた各種保健医療サービスを、身近な地域で提供する医師。

管理栄養士（かんりえいようし）

栄養改善等の必要な指導を行う栄養士。厚生労働大臣の免許。傷病者に対する療養のために必要な栄養指導、個人の身体の状況・栄養状態等に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う。

緩和ケア（かんわけあ）

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より、痛み、身体的問題、心理社会的問題、精神的な問題に関して適正な評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、QOL（Quality of Life、生活の質）を改善するための方法。単に身体症状のコントロールだけでなく、心のケアも同時に行い、患者のQOLを総合的に高めることを目的とするもの。

技能実習制度（ぎのうじっしゅうせいど）

外国人が、出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習」の在留資格を持って日本に在留し、技能等を修得する制度。開発途上国等の経済発展を担う人づくりへの協力を目的に、平成5（1993）年に創設された。

寄附講座（きふこうざ）

特定の研究・教育を行うことを目的として、寄附金を財源に、大学内に設置される講座。

共生型サービス（きょうせいがたさーびす）

平成29（2017）年の介護保険法改正により、①障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを利用しやすくする、②地域の実情に合わせて、限られた福祉人材を有効に活用する、という観点から、高齢者や障害者児が共に利用できるよう、介護保険、障害福祉それぞれに位置付けられたサービス。

矯正施設（きょうせいしせつ）

犯罪をした人等を収容し、改善更生を行うための処遇を行う施設。刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院がある。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5（2023）年6月に成立した法律。認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的としている。

居宅介護支援事業所（きょたくかいごしえんじぎょうしょ）

所在地の市町村長から指定を受けて居宅介護支援を行う事業所。要介護者や家族等からの依頼によって、介護や生活に関する相談を受け、関係機関と連携をとりながら、介護サービス計画を作成する機関。介護支援専門員の常勤が義務付けられている。

ケアプラン（けあぷらん）

要介護者の心身の状況、生活環境等を把握・分析し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために提供されるサービスを位置付けた総合サービス計画。介護保険サービス（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）は、この計画に基づいて提供される。

ケアマネジメント（けあまねじめんと）

介護保険制度において、要介護者等の様々なニーズを把握し、保健・医療・福祉・介護サービスなどを受けられるように調整し、提供しようとする仕組み。

ケアラー（けあらー）

高齢、障害及び疾病等の理由により、援助を必要とする家族、友人等身近な人に対し、介護、看護や日常生活上の世話などを行う者をいう。

経済連携協定（けいざいれんけいきょうてい）

2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（F T A : Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定。略語はE P A。

刑事施設（けいじしせつ）

矯正施設のうち、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称したもの。

継続雇用制度（けいぞくこようせいど）

事業者が雇用している高齢者を、希望に応じて定年後も引き続き雇用する制度。

傾聴ボランティア（けいちょうぼらんていあ）

高齢者などの悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで、相手の心のケアをする活動。カウンセリングと異なり、原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。

軽費老人ホーム（けいひろうじんほーむ）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設。

刑法犯認知件数（けいほうはんになちけんすう）

刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。）及び暴力行為等処罰ニ関スル法律などに規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数をいう。

健康経営（けんこうけいえい）

従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性を高める投資であるとの考え方のもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。

健康寿命（けんこうじゅみょう）

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。

※ほかに介護保険の情報をもとにした算定方法として「日常生活動作が自立している期間の平均」もある。

健康ひろしま21（けんこうひろしま21）

広島県健康増進計画。健康増進法に基づく都道府県計画で、県民が一生を通して心身ともに健康であることを実感することができるよう、県民の生活の質の向上と、個人を取り巻く家庭・地域・学校・産業等の連携による社会環境の質の向上に取り組む。計画期間は平成 25（2013）年度から令和 5（2023）年度までの 11 年間。

言語聴覚士（げんごちょうかくし）

音声、言語、聴覚又はえん下機能に障害がある人について、その機能の維持向上を図るため、検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門職。Speech Therapist、略語はS T。

権利擁護（けんりようご）

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障害がある人に代わって、援助者が代理人としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

後期高齢者（こうきこうれいしゃ）

75 歳以上の人。

口腔機能（こうくうきのう）

①摂食・そしゃく・嚥下機能（食べ物を口に取り込み、かみ砕いて飲み込む一連の動作）、②発音・構音機能（声を出す、言葉をしゃべる）など、口や歯、頬や顎などが担う機能。

口腔健康管理（こうくうけんこうかんり）

歯科医療専門職が行うもののうち、う蝕（いわゆる「むし歯」）処置や周術期における口腔の管理、口腔機能の維持向上に関する管理などを「口腔機能管理」、歯石除去や口腔内洗浄などを行うことを「口腔衛生管理」という。これに対し、日常ケアとして本人や家族、他職種が行う歯磨きや義歯の清掃などを「口腔ケア」といい、これらを総称した広い概念として「口腔健康管理」と定義している。

行動・心理症状（BPSD）（こうどう・しんりしょうじょう（びーびーえすでいー））

認知症に伴う徘徊や妄想・攻撃的行動・不潔行為・異食などの精神・行動面の症状。中核症状（記憶障害・見当識障害・判断力の障害・実行機能障害など）に伴って現れる。

高齢者就業確保措置（こうねんれいしゃしゅうぎょうかくほそち）

令和3（2021）年4月から事業主に対して65歳から70歳までの就業機会を確保するために設けられた努力義務。①70歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入の5つのいずれかの措置を講じるよう努める必要がある。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（こうれいしゃ、しょうがいしゃとうのいどうとうのえんかつかのそくしんにかんするほうりつ）

高齢者、身体障害者等の円滑な移動及び公共交通機関の旅客施設及び車輛等、道路、路外駐車場、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参画を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路を構成する道路、駅前広場等の一体的な整備を推進するための措置等を定めた法律。

高齢者虐待（こうれいしゃぎゃくたい）

高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為の意。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。

高齢者虐待防止ネットワーク（こうれいしゃぎゃくたいぼうしねっとわーく）

高齢者虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、市町や地域包括支援センターが整備する関係機関や民間団体との連携協力体制。

高齢者人口（こうれいしゃじんこう）

65歳以上の人口。

国保連介護給付適正化システム（こくほれんかいごきゅうふてきせいかしすてむ）

保険者が介護給付の適正化に活用するため、介護給付等の審査支払業務を通じて保有する給付実績から必要な情報提供を行うため国民健康保険中央会が構築したシステム。

個別避難計画

災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）が、いつ・どこに避難するか、誰が支援するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載した、避難行動要支援者ごとに作成する避難計画。

混合型特定施設入居者生活介護（こんごうがたとくていしせつにゆうきょしゃせいかつかいご）

特定施設入居者生活介護のうち入居者が要介護者及びその配偶者等に限られていないもの。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅（さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたく）

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅。

災害派遣福祉チーム（さいがいはけんふくしちーむ）

県内外で地震や台風等による大規模災害が発生した場合において、避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害防止のため必要な福祉支援を行うための専門チーム。（DWA TはDisaster Welfare Assistance Teamの略。）

在宅医療（ざいたくいりょう）

住み慣れた家庭や地域で安心して療養が受けられるよう、患者の居宅等で医療を提供すること。医師による訪問診療、看護師による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

在宅歯科医療連携室（ざいたくしかいりょうれんけいしつ）

地域の在宅歯科医療を推進するため、医科・介護等との連携、在宅歯科医療や口腔ケア指導の実施歯科診療所の紹介、在宅歯科医療に関する広報、在宅歯科医療機器の貸出などを行う。

在宅療養後方支援病院（ざいたくりょうようこうほうしえんびょういん）

あらかじめ届け出た入院希望患者に対し、緊急入院の必要が生じた場合に入院できる病棟を確保している病院。

在宅療養支援病院・診療所（ざいたくりょうようしえんびょういん・しんりょうしよ）

在宅医療を提供している患者からの連絡を24時間体制で受けることができ、往診・訪問看護を提供できる病院又は診療所。

採用率（さいようりつ）

雇用労働者の採用割合を示す数字。一定期間に雇用した労働者（採用者）の数を在籍労働者の数で割ったもの。

作業療法士（さぎょうりょうほうし）

身体又は精神に障害がある人、又はそれが予測される人に対して、より主体的な生活を目指し、基本的な動作能力から社会的な適応能力まで、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を通じて訓練・指導・助言その他の援助を行う専門職。Occupational Therapist、略語はOT。

サロン（常設サロン、地域共生型サロン）（さろん（じょうせつさろん、ちいききょうせいがたさろん））

住民自らが開設した、誰でも気軽に参加できる場所。高齢者や障害者に、外出や人とのふれあいの機会を提供するとともに、緩やかな見守りや相談、ちょっとした助け合いを行う機能を果たしている。ほぼ毎日から、月1回程度など、地域の実情に合わせて開催されている。その中で、おおむね週1回以上開催しているものを常設サロン、高齢者・障害者・子供の分野を超えて生活支援を行うものを地域共生型サロンという。

歯科衛生士（しかえいせいし）

歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的として、歯と口腔の健康づくりをサポートする専門職。歯科予防処置、歯科診療の補助、歯科保健指導の業務を担う。

自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（災害対策基本法第2条の2）。防災対策を進める上で重要とされる、自助（自らが自分を守る）、公助（消防など行政が動く）と並び、住民が互いに助けあう「共助」の要とされる。

市民後見人（しみんこうけんじん）

市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして、成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人。

社会参画（しゃかいさんかく）

就労やボランティア等の地域活動の参加など、自ら、積極的に社会との関わりを持つこと。

社会的孤立（しゃかいてきこりつ）

「家族や地域社会との交流が、客観的に見て著しく乏しい状態」という意味で用いている。

社会福祉連携推進法人（しゃかいふくしれんけいすいしんほうじん）

社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う法人制度。

若年性認知症（じゃくねんせいになちしょう）

65歳未満で発症した認知症の総称。18～39歳を若年期認知症、40～64歳を初老期認知症と区分することもある。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因は様々。

若年性認知症支援コーディネーター（じゃくねんせいになちしょうしえんこーでいねーたー）

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、都道府県や指定都市に配置。若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

住生活基本計画（じゅうせいかつきほんけいかく）

県民の豊かな住まいの実現を目指すため、国が定めた住生活基本計画（全国計画は令和3（2021）年3月19日策定）に即して、本県の総合計画「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が示す基本理念「将来にわたって『広島に生まれ、育ち、住み、働いてよかった』と心から思える広島県の実現」に向けて、住宅施策における基本的な事項を定める。計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間。

住宅セーフティネット制度（じゅうたくせーふていねっとせいど）

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する人（＝住宅確保要配慮者）と民間賃貸住宅の空き家・空き室をつなぎ、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29（2017）年度に設立された制度。住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（＝セーフティネット住宅）の登録制度、登録住宅への経済的支援及び住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援から構成。

受療率（人口10万対）（じゅうりょうりつ（じんこうじゅうまんたい））

推計患者数÷推計人口×100,000で計算される。人口10万人あたりで、どれくらいの人が医療機関を受診したかを表しており、百分率ではないため、100を超える場合もある。

生涯学習（しょうがいがくしゅう）

自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習すること。

生涯現役支援窓口（しょうがいげんえきしえんまどぐち）

65歳以上を重点的に支援する「シニア世代のための就職相談窓口」として、国がハローワーク内に設置。再就職などを旨とする55歳以上を対象に、シニア世代の採用に意欲的な企業の求人情報の提供、多様な就業ニーズに応じた情報提供、ガイダンスの実施など、各種サービスを提供している。

生涯現役社会（しょうがいげんえきしゃかい）

生涯にわたり、健やかで自立した生活を送りながら、目的をもって活動し、長寿による豊かさを実感することのできる社会。

生涯スポーツ（しょうがいすぽーつ）

人々がそれぞれの体力や年齢、技術、趣味・目的に応じて、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」取り組むことができるスポーツのこと。

シルバー人材センター（しるばーじんざいせんたー）

定年等による退職後に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対し、就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、就業を援助し、その能力の積極的な活用を図ることができるようにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立され、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する業務を行う者として、都道府県知事の指定を受けた公益法人。

スポーツ推進委員（すぽーつずいしんいん）

市町におけるスポーツ推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う者。

生活支援（せいかつしえん）

見守り、安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援など日常生活に係る支援。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

（せいかつしえんこーでいねーたー（ちいきささえあいずいしんいん））

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行う。

生活支援ハウス（せいかつしえんはうす）

在宅での生活が不安な高齢者に、低料金で介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設。

生活習慣病（せいかつしゅうかんびょう）

高血圧や糖尿病、脂質異常症など肥満や塩分過剰摂取、喫煙、運動不足、過度の飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の起因となる疾患。

生産年齢人口（せいさんねんれいじんこう）

年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢人口層を指し、15歳以上65歳未満の人口。国内の生産年齢人口は、1990年代をピークに減少傾向が続いている。

成年後見事業（法人後見）（せいねんこうけんじぎょう（ほうじんこうけん））

法人が後見人や保佐人、補助人に選任されることをいう。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が、日常生活等において不利益を被らないよう、本人の権利と財産を守り、本人を支援する制度。後見、補佐、補助、任意後見の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始される。

セルフメディケーション（せるふめでいけーしょん）

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること。具体的には、薬局等で薬剤師などと相談の上、市販薬を使用することなどがあげられる。

総合型地域スポーツクラブ（そうごうがたちいきすぽーつくらぶ）

地域の子供から高齢者まで幅広い世代の人々が、各自の興味や関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、多様目、多世代、多志向の地域密着型のスポーツクラブ。

総合事業（そうごうじぎょう）

→介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

ターミナル（たーみなる）

日本語では「終末期」と訳される。明確な定義はないが、病状が不可逆的かつ進行的で、その時代に可能な限りの治療によっても病状の好転や進行の阻止が期待できなくなり、近い将来の死が不可避となった状態とされる。具体的な期間は規定されていない。

第二期成年後見制度利用促進基本計画（だいにきせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく）

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために国が策定した計画で、対象期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度。国・地方公共団体・関係団体は各施策の段階的・計画的な推進に取り組み、市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定する。

ダブルケア（だぶるけあ）

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

団塊ジュニア世代（だんかいじゅにあせだい）

団塊の世代の子供世代として、昭和46（1971）～49（1974）年に生まれた世代。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

団塊の世代（だんかいのせだい）

第二次世界大戦後の数年間のベビーブームに生まれた世代。昭和22（1947）～24（1949）年の3年間に生まれた層は、その前後より20%多いため、その動向や志向は社会的影響が大きいとされている。

地域医療構想（ちいきいりょうこうそう）

広島県保健医療計画の一部で、医療需要を含む将来の医療提供体制に関する構想。令和7（2025）年を見据え、限られた医療・介護資源を効率的に活用して、病床の機能の分化及び連携を進め、質の高い医療提供体制を整備するとともに、在宅医療の充実をはじめとした地域包括ケアシステムの確立、医療・福祉・介護人材の確保等の施策に関する方向性を示す。

地域ケア会議（ちいきけあかいぎ）

地域包括支援センター、市町等が主催し、支援が必要な高齢者の個別課題などについて、地域の医療、介護、住民代表等の多様な関係者が協議する会議であり、個別ケースの検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有するとともに、課題解決に向けて関係者間のネットワーク化、新たな資源開発、施策形成にもつなげる。

地域生活定着支援センター（ちいきせいかつていちゃくしえんせんたー）

高齢等により福祉的な支援等を必要とする刑事施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう調整を実施する機関。

地域資源（ちいきしげん）

地域にある、様々な人的資源（ボランティア、専門職、近隣の支え合い等）、サービス（医療、介護等のサービス、住民運営のサービス、見守り等）、情報、居場所・拠点、財源、ネットワークなどの資源。

地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

地域住民等の意見を反映させながら策定し、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた計画。

地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する体制。

地域包括ケア「見える化」システム（ちいきほうかつけあみえるかしすてむ）

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため、介護保険に関連する情報をはじめ地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元的に収められている情報システムのこと。

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を一体的に実施する役割を担う地域の相談支援機関。平成18（2006）年度に創設され、市町又は社会福祉法人など市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事する。

地域リハビリテーション（ちいきりはびりてーしょん）

障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動の全てを言う。

地縁組織（ちえんそしき）

自治会、町内会など。

中山間地域（ちゅうさんかんちいき）

地理的・社会的条件などが不利なため、人口減少や高齢化が進行している過疎・離島などの地域。

低床バス（ていしょうばす）

車いす利用者や高齢者等の利用を容易にするため、地面から床面までの高さを65cm以下とし、乗降口の段差を小さくしたバス。低床バスのうち、地面から床面までの高さをおおむね30cm以下とし、乗降口に段差をなくしたバスをノンステップバスという。

特殊詐欺（とくしゅさぎ）

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む）の総称。

特定健康診査（とくていけんこうしんさ）

平成20（2008）年4月から40～74歳の人を対象に国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者に義務づけられたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査。全国一律の基準を用いて、特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定する。

特定行為研修（とくていこういけんしゅう）

医師又は歯科医師により事前に作成された手順書のもと、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成するための研修のこと。特定行為（21区分38行為）を実施する看護師には、研修の受講が義務付けられる。

特定保健指導（とくていほけんしどう）

特定健康診査の結果をもとに、生活習慣病の予防・改善が必要と認められた人に対し、発症リスクの程度に応じて2つのグループ（動機づけ支援・積極的支援）に分け、グループごとに生活習慣病に進行しないための保健指導を行う。

な行

二次保健医療圏（にじほけんいりょうけん）

医療法の規定による区域。地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位。

日常生活圏域（にちじょうせいかつけんいき）

日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して市町が定める区域。小学校区や中学校区が想定される。

日常生活動作（にちじょうせいかつどうさ）

Activities of Daily Living、略語はADL。日常生活動作には、基本的日常生活動作（Basic ADL）と手段的日常生活動作（Instrumental ADL）がある。BADLは基本的な身の回り動作（食事、更衣、整容、トイレ、入浴等）・移動動作であり、IADLは買い物、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の困難な動作をいう。

認知症（にんちしょう）

アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、うつ病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患は除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態。

認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）（にんちしょうかいごあどばいざー（おれんじあどばいざー））

在宅の認知症の人を介護する家族等の身近な相談役。認知症介護実践リーダー研修の修了者を、広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）として認定・登録し、県ホームページで公表している。

認知症カフェ（にんちしょうかふえ）

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。

認知症ケア（にんちしょうけあ）

認知症の人に対する介護・看護の意。認知症の人の尊厳を保ち、本人の視点に立った暮らしの継続性を確保することが求められる。

認知症ケアパス（にんちしょうけあぱす）

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

認知症高齢者等（にんちしょうこうれいしゃとう）

認知症高齢者及びその疑いがある65歳以上の者、並びに認知症である又はその疑いがある65歳未満の者をいう。

認知症高齢者等の支援にかかる情報提供（にんちしょうこうれいしゃとうのしえんにかかるじょうほうていきょう）

認知症高齢者等とその家族に適切な支援が提供できるように同意等を得た上で、認知症高齢者等が居住する管轄警察署から各市町担当者へ情報提供を行うもの。

認知症サポーター（にんちしょうさぽーター）

認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族の手助けをする人。市町村や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座の受講が必要。

認知症サポート医（にんちしょうさぽーとい）

国立長寿医療研究センターが実施する所定の研修を修了した医師で、医療従事者等に対する研修の実施、かかりつけ医に対する相談対応、医療機関と地域包括支援センターの連携づくりへの協力等を行う。

認知症施策推進大綱（にんちしょうしやくすいしんたいこう）

認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和元（2019）年6月18日に認知症施策推進関係閣僚会議において、とりまとめられた政府の方針。「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことを基本的考え方としている。対象期間は、令和元（2019）年6月から令和7（2025）年まで。

認知症疾患医療センター（にんちしょうしつかんいりょうせんたー）

認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る医療機関。

認知症初期集中支援チーム（にんちしょうしよきしゅうちゅうしえんちーむ）

複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

認知症地域支援推進員（にんちしょうちいきしえんすいしんいん）

市町村に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する。

認知症地域連携パス（ひろしまオレンジパスポート）

（にんちしょうちいきれんけいぱす（ひろしまおれんじぱすぽーと））

認知症の人と家族を支援するため、家族・保健・医療・介護・福祉等の関係者間で情報共有を図る目的で作成したツール。

認知症バリアフリー（にんちしょうばりあふりー）

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取組のこと。

認定看護師（にんていかんごし）

看護師として5年以上の実践経験を持ち、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、日本看護協会の認定を受けた看護師のこと。認定分野は、クリティカルケア、緩和ケア、在宅ケア、感染管理など19分野に及ぶ。

ノンステップバス（のんすてつぷばす）

→低床バス（ていしょうばす）

は行

8050問題（はちまるごおまるもんだい）

長期間の引きこもりなどにより、50歳代前後の子供を、80歳代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題。

ピアサポート（ぴあさぽーと）

当事者としての経験を活かし、同じ苦しみを抱える人の話を聴いたり相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりすること。このような支援をする人をピアサポーターという。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

病床の機能分化・連携（びょうしょうのきのうぶんか・れんけい）

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能について、「高度急性期」「急性期」「回復期」及び「慢性期」の4つの区分から選択し、病棟単位で都道府県に報告する「病床機能報告制度」がH26（2014）年10月から開始された。医療機関が地域の実情に応じて役割分担を進めるとともに、相互に連携を図ることにより、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指す。

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）（ひろしまいりょうじょうほうねつとわーく（えいち・えむ・ねつと））

医療機関の機能分担や連携を進め効果的な医療連携を全県で行うために、ICTを活用した患者の診療情報などの医療情報を複数の医療機関で共有するネットワーク。

広島県医療・介護・保健情報総合分析システム

（ひろしまけんいりょう・かいご・ほけんじょうほうそうごうぶんせきしすてむ）

広島県が構築したシステム。レセプト等の医療・介護・保健情報をデータベース化し、抽出・集計することで、これまで把握できなかった地域ごとのより詳細な医療・介護・保健情報の把握を可能とした。通称はEMITAS-G（えみたす・じー）。

広島県地域包括ケア推進センター（ひろしまけんちいきほうかつけあすいしんせんたー）

医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、県がH24（2012）年6月1日に設置した組織。

広島口腔保健センター（ひろしまこうくうほけんせんたー）

一般の歯科診療所で歯科治療等を受けることが困難な障害児（者）や要介護者等に対し、安心安全な歯科医療を提供するための拠点施設。一般社団法人広島県歯科医師会が開設し、運営している。

福祉サービス第三者評価（ふくしきーびすだいさんしゃひょうか）

社会福祉法人等が提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業。社会福祉事業の経営者が、福祉サービスを提供するに当たり、最低基準等を遵守した上で、更にサービスの質の向上のために自主的な取組を行えるよう促進するとともに、その結果を公表することにより利用者のサービス選択を支援することを目的としている。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）（ふくしきーびすりょうえんじょじぎょう（かけはし））

認知症や障害等により、一人で物事を決めることが不安な人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を手伝い、安心して暮らせるように支援する事業。

福祉避難所（ふくしひなんしょ）

高齢者や障害者など避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする人のための、バリアフリー化などの特別な配慮がなされた避難所。

腹膜透析（腹膜灌流）（ふくまくとうせき）（ふくまくかんりゅう）

患者の腹膜を利用した腎不全に対する透析療法の1つ。手で透析液を交換するCAPD（Continuous Ambulatory Peritoneal Dialysis：連続携行式腹膜透析）と専用装置が自動で透析液を交換するAPD（Automated Peritoneal Dialysis：自動腹膜透析）がある。

プラチナ世代（ぶらちなせだい）

高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている人々の呼称。

プラチナ大学（ぶらちなだいがく）

高齢者の社会参画や地域活動をより一層促進するため、地域で活躍する人材の育成を目的として、広島県が市町と連携して開講。

フレイル（ふれいる）

加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下し、生活機能障害・要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態のこと。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上が可能とされている。

訪問看護事業所（訪問看護ステーション）（ほうもんかんごじぎょうしょ）（ほうもんかんごすてーしょん）

介護保険法に基づき、都道府県知事の指定を受け、訪問看護サービスを提供する事業所のこと。介護保険の指定を受けると、医療保険の指定訪問看護事業所としてもみなされ、介護保険・医療保険の双方からサービスを提供することができる。

保健医療計画（ほけんいりょうけいかく）

医療法に基づき都道府県が作成する医療計画であると同時に、地域保健法の趣旨に沿って地域保健対策の方向を示す基本的な計画。

ポリファーマシー（ぼりふあーましー）

単に服用する薬剤数が多いだけでなく、多剤服用に関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドビアランス低下等の問題につながる状態。（厚生労働省高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）より。）

ま行

看取り（みとり）

人生の最終段階における療養場所及び提供される医療等を選択できる環境を整え、本人の意思と権利を最大限に尊重し、尊厳を保つとともに、安らかな死を迎えるための最善の医療、看護、介護、リハビリテーション等を行うこと。

民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱される民間の奉仕者。社会福祉増進のため、地域住民の生活状況の把握や、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用できるような必要な情報提供、関係機関への連絡などの支援を行う。

メタボリックシンドローム（めたぼりっくしんどろーむ）

内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血圧、脂質異常、高血糖のうち少なくとも2つ以上を合わせ持った状態。糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病を発症する可能性が高いといわれている。

もの忘れ・認知症相談医（ものわすれ・にんちしょうそうだんい）

認知症サポート医養成研修等所定の研修を修了し、かつ、県ホームページへの氏名等の掲載に同意した医師を「もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）」として認定。「認知症患者及び家族の支援」、「認知症の医療及びケアに関する正しい知識の普及」及び「地域における認知症患者及び家族の支援体制への協力」を担う。

や行

友愛活動（ゆうあいかつどう）

一人暮らしの高齢者や支援が必要な高齢者等を支えるため、老人クラブが行う「声掛け」、「話し相手」、「生活支援」などのふれあい活動をいう。

ユニット型（ゆにっとがた）

特別養護老人ホーム等の介護保険施設において、個室及び共同生活室により一体的に構成される場所（ユニット）でユニット毎に配置されたスタッフにより、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行う施設。

養介護施設（ようかいごしせつ）

老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム又は介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院、地域包括支援センターをいう。

要介護認定率（ようかいごにんていりつ）

第1号被保険者に占める第1号被保険者の要支援・要介護認定者の割合。

養護老人ホーム（ようごろうじんほーむ）

環境上及び経済上の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が養護を受ける施設。

ら行

理学療法士（りがくりょうほうし）

病気、高齢、障害などによって運動機能が低下した人に対し、基本的な動作能力の回復を図るため、治療体操やその他の運動、電気刺激、マッサージ等の物理的手段を用いて、訓練、指導、助言その他の援助を行う専門職。Physical Therapist、略称はPT。

離職率（りしょくりつ）

雇用労働者の離職割合を示す数字。一定期間に雇用関係が終了した労働者（離職者）の数を在籍労働者の数で割ったもの。

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

心身に障害を持つ人の人間的復権を理念に、自立・社会復帰を目指して行う機能訓練や療法。

療養病床の転換（りょうようびょうしょうのてんかん）

平成18（2006）年の医療保険制度改革において、医療費総額抑制と医療費適正化のため、患者の状態に応じた療養病床の再編成（老健施設等への転換促進と介護療養病床の平成23（2011）年度末までの廃止）が改革の柱として位置付けられた。その後、介護療養病床の老健施設等への転換が進んでいない現状から、廃止・転換期限は平成23（2011）年度に6年、平成29（2017）年度に更に6年とそれぞれ延長され、廃止期限は令和5（2023）年度末となっている。

老人クラブ（ろうじんくらぶ）

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、同一地域に居住する60歳以上の人で組織され、会員の話し合いで運営されている。地域の高齢者が明るい長寿社会を目指し、健康管理、社会奉仕活動、地域社会との交流などに取り組んでいる。

老人福祉計画（ろうじんふくしけいかく）

老人福祉法に基づき市町村及び都道府県が策定する計画で、介護保険法に基づく介護保険事業計画と一体的に策定することとなっている。介護保険制度の円滑な運営と合わせて、支援を必要とする高齢者への福祉サービス提供や生きがい・健康づくり等の高齢者全体への施策を推進する計画。

老人福祉圏域（ろうじんふくしけんいき）

都道府県老人福祉計画において、施設整備などの広域的な調整のために都道府県が設定する。介護保険法においては、介護サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域。

ロコモティブシンドローム（ろこもていぶしんどろーむ）

運動器症候群のこと。骨、関節、筋肉などの運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。

わ行

私の心づもり

将来、自分自身で自分のことが決められなくなった時に備えて、今の自分の希望や思いを整理するためのシート（広島県地域保健対策協議会制作）。

英語表記

ACP（えー・しー・ぴー）

Advance Care Planning の略。アドバンス・ケア・プランニング（愛称：人生会議）とは、将来、意思決定能力が低下したときに備えて、本人が大切にしてきた価値観や、治療方針・療養について、本人や家族等と医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセスのこと。

BPSD（びー・ぴー・えす・でいー）

Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia の略。直訳すると「認知症の行動的・心理的な症状」。
→行動・心理症状（BPSD）

EMITAS-G（えみたす・じー）

広島県医療・介護・保健情報総合分析システムの通称。
→広島県医療・介護・保健情報総合分析システム（ひろしまけんいりょう・かいご・ほけんじょうほうそうごうぶんせきしすてむ）

EPA（いー・ぴー・えー）

Economic Partnership Agreement の略。
→経済連携協定（けいざいれんけいきょうてい）

HMネット（えいち・えむ・ねっと）

ひろしま医療情報ネットワークの通称。
→ひろしま医療情報ネットワーク（ひろしまいりょうじょうほうねっとわーく）

ICT（あい・しー・ていー）

Information and Communication Technology の略。情報通信に関する技術の総称。特にネットワーク通信による情報知識の共有を図る技術の意味で用いられる。

NPO（えぬ・ぴー・おー）

Non Profit Organization の略。不特定かつ多数の人の利益の増進のため、自主的・自発的に社会貢献活動を継続して行う、営利を目的としない民間団体。特定非営利活動促進法に基づき法人格を付与されると「NPO法人」となる。

QOL（きゅー・おー・える）

Quality of Life の略。生活の質、人生の質、生命の質と訳される。一般的には生活者の満足感・安心感・幸福感を規定している諸要因となる質を指す。生活を質に捉え、安全で安心して快適に生活できることを重視した考え方。

第9期ひろしま高齢者プラン

(広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画・介護給付適正化計画)

令和6(2024)年3月

広島県健康福祉局医療介護政策課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL : 082-513-3206 FAX : 082-222-3490